

聖籠町水道事業給水条例及び聖籠町下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月九日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第二十五号

聖籠町水道事業給水条例及び聖籠町下水道条例の一部を改正する条例

(聖籠町水道事業給水条例の一部改正)

第一条 聖籠町水道事業給水条例(昭和五十七年聖籠町条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項及び第三十一条第一項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(聖籠町下水道条例の一部改正)

第二条 聖籠町下水道条例(平成十一年聖籠町条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「一・〇五」を「百分の百八」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(水道料金に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の聖籠町水道事業給水条例第二十四条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成二十六年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

(下水道使用料に関する経過措置)

3 第二条の規定による改正後の聖籠町下水道条例第二十条の規定にかかわらず、施行日前から継続している下

水道の使用で、施行日から平成二十六年四月三十日まで
の間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係
る使用料については、なお従前の例による。